

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、2050 年の「ゼロエミッション東京」の実現に向け、既存マンションの環境性能の向上を促進するために行う「東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、都内の既存マンションにおける省エネ改修・再エネ導入に係る検討に要する経費を補助する。

第 3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1 分譲マンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいう。

2 賃貸マンション

分譲マンション以外の、1 名の所有又は共有のマンションで、賃貸借の用に供される住宅が 2 戸以上あるものをいう。

3 既存マンション

分譲マンションと賃貸マンションであって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。

4 管理組合

マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

5 省エネ率

更新・改修等により、電気代や冷暖房費などの光熱費及びマンションの維持費の改善される比率等をいう。

6 太陽光発電（以下「P V」という。）システム

太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

7 蓄電池システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。

8 電気自動車（以下「E V」という。）充電設備

E V等に充電するための設備のことをいう。

第 4 本事業の内容

1 補助対象者

既存マンションの管理組合又は所有者。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く。

2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第 1 に掲げる検討項目に係る書類の作成とする。

3 補助の要件

補助金の交付対象として、次の要件を満たすものとする。

- (1) 都内の既存マンションであること。
- (2) 交付申請時から起算して5年以内に屋上防水、外壁（塗装）、建具、給排水、電灯設備、昇降機設備及びE V充電設備のいずれかの修繕、改修又は設置工事の実施を予定している既存マンションであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証及び構造計算書等の構造が検討できる資料があること。
- (4) P Vシステム及び蓄電池システムの導入を検討した上で、書類の作成を行うこと。

4 補助対象経費

補助対象者が、補助対象事業を別に定める資格を有する専門家等に委託する経費とする。

5 補助金額

補助対象経費の全額を補助金額とする。ただし、上限を1棟当たり370,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象者に対して補助をするために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次のとおりとする。

- 1 本事業の補助金交付申請の受付は、令和5年度から令和7年度まで行う。
- 2 本事業の補助金の交付は、令和5年度から令和8年度まで行うものとする。

第7 その他必要な項目

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月20日から施行する。

別表第1（第4関係）

検討項目		検討内容
省エネ	照明器具のLED化等	既存マンションの状況に応じた各省エネ検討項目の更新・改修等の計画（既存にある他の補助制度を活用した場合の初期費用及び省エネ率等を算定することを含めて示すこと。）
	昇降機設備の更新・改修	
	給水方式等の更新・改修	
	内外断熱の改修	
	窓・扉の交換等	
再エネ	PVシステム及び蓄電池システムの導入※	既存マンションの状況に応じた各再エネ検討項目の導入計画（既存にある他の補助制度を活用した初期費用及び削減できる電気代と初期費用の回収期間を算定することを含めて示すこと。） ただし、EV充電設備の導入については、再生可能エネルギーを活用しない場合は、削減できる電気代と初期費用の回収期間を算定する必要はない。
	EV充電設備の導入	

※ PVシステム及び蓄電池システムの導入を検討した上で書類の作成を行うことは必須とし、その他の検討項目は状況に応じて選択すること。